契　約　書

1　業務名　　「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務

2　業務内容　別添仕様書のとおり

[redacted]

3　契約金額　金２，２５７，０００円（源泉所得税及び復興特別所得税額を含む）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金１８０，７９６円

（8%相当１０７，２９６円）、（10%相当７３，５００円）

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 108 分の８又は 110 分の 10 を乗じて得た額である

[redacted]

[redacted]

4　契約期間　契約締結日から同年 10 月 31 日まで

5　契約保証金　免除

[redacted]

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「甲」という。）と「表現の不自由展」実行委員会　新井博之（以下「乙１」という。）、「表現の不自由展」実行委員会　岩崎貞明（以下「乙２」という。）、「表現の不自由展」実行委員会　岡本有佳（以下「乙３」という。）、「表現の不自由展」実行委員会　小倉利丸（以下「乙４」という。）、「表現の不自由展」実行委員会　永田浩三（以下「乙５」という。）との間において、上記１から５を内容とする業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書６通を作成し、甲、乙１、乙２、乙３、乙４、乙５それぞれ１通を保管する。

令和元（2019）年７月１日

甲　愛知県名古屋市東区東桜１丁目１３－２

あいちトリエンナーレ実行委員会　会長　大　村　秀

[redacted]

乙１　[redacted]

「表現の不自由展」実行委員会　新　井　博 [redacted]

乙２　[redacted]

「表現の不自由展」実行委員会　岩　崎　貞 [redacted]

乙３　[redacted]

「表現の不自由展」実行委員会　岡　本　有 [redacted]

乙４　[redacted]

「表現の不自由展」実行委員会　小　倉　利 [redacted]

乙５　[redacted]

「表現の不自由展」実行委員会　永　田　浩　三 [redacted]

（出展）

第１条　甲は乙１、乙２、乙３、乙４、乙５（以下「乙等」という。）に対し、別添仕様書に記載のとおり、「あいちトリエンナーレ 2019」（以下、「本展」という。）のための、乙等による作品の選定・制作・展示（以下、当該作品を「出品作品」という。）並びに本展のオープニング関連イベント等への参加に関する業務を委託する（以下、「本件業務」という。）。

2　乙等は、本展への出品作品の選定、制作、輸送、展示及び撤去にあたっては、別添仕様書に記載の出品作品の展示場所に係る使用条件を遵守し、「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督、チーフ・キュレーター及びキュレーターから構成されるキュレーター・チーム（以下、「キュレーター・チーム」という。）並びに甲と協議のうえ、適切な方法で行うものとする。[redacted]

3　乙等は、出品作品の展示のため、所有者から借用した上での設置を、令和元（2019）年７月３０日までに完了させるものとする。

4　乙等は、別添仕様書に記載の展示期間（以下、「展示期間」という。）中に出品作品に深刻な不具合が発生した場合には、甲の指示（補修の要否、程度を含むがこれに限られない）に従い、甲の費用負担の下、可能な限りにおいて出品作品の補修を行わなければならない。ただし、当該不具合の原因が専ら乙等の責めに帰すべき事由によるときは、甲はその補修費用を乙等に負担させることができる。

5　乙等は、出品作品の撤去を、令和元（2019）年１０月２０日まで（本契約が解除又は解約により終了した場合は、甲の特段の指示がない限り、当該終了の日から７日以内）に完了させるものとする。

6　甲の責めに帰すべき事由及び甲が指定する施設等の瑕疵などのやむを得ない事情を除き、乙等は、別添仕様書に記載のとおり、本展のオープニング関連イベント等に参加するものとする。ただし、実施時期及び実施内容については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間の協議により変更することができるものとする。

7　甲は、災害が発生した場合又は乙等が第三者権利侵害等の違法行為を犯した場合、出品作品の展示が不適当となったと判断したときには、出品作品の展示を中止することができるものとする。

8[redacted]び乙等は、本件業務を実施する上で出品作品に関して生じる問題・事故について[redacted]が主体としてこれを処理することを確認する。ただし、乙等が、上記問題・事故[redacted]り生じた損害・損失について賠償または填補する義務を有する者もしくは求償に[redacted]義務を有する者に対し権利行使をすることは妨げられない。

[redacted]額）

第[redacted]甲は乙等に対し、本件業務の対価として、金２，２５７，０００円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金１８０，７９６円）を、次条の記載に従い、支払うものとする（以下、「契約金額」という。）。

2　契約金額には、謝金の他、別添仕様書に記載の費用が含まれるものとし、乙等はこれ[redacted]用を自ら負担する。

3　前項の規定の他、甲の事情により乙等を会場等へ招へいする際の経費は、甲の定める規程に基づき甲が別途に支給するものとする。

（支払）

第３条　乙等の契約金額の請求は、次の各号に規定する時期及び金額に従うものとし、乙等は甲に対し、次の各号に規定する時期に適法な請求書を提出して、請求するものとする。

(1) 令和元（2019）年８月	乙１	金[redacted]円
	乙３	金[redacted]円
(2) 契約期間終了後	乙１	金[redacted]円
	乙２	金[redacted]円
	乙３	金[redacted]円
	乙４	金[redacted]円
	乙５	金[redacted]円

2　甲は、前項の乙等の適法な請求書を受理した日から30日以内に、前項各号の定めに従った契約金額を乙等に支払わなければならない。

3　甲の契約金額の支払いは、現金又は乙等の指定する銀行口座宛の銀行振込の方法により、原則として日本円により支払うものとする。なお、銀行振込による場合の振込手数料は甲が負担するものとする。

4　甲は、契約金額の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づいて年2.7パーセントの割合で算出した遅延利息を乙等に支払わなければならない。

（作品輸送）

第４条　甲は、梱包・集荷・返却を含む出品作品の輸送、並びに輸送期間及び展示期間中の出展作品の損傷等に係る保険付保の手配を行い、その経費を負担する。ただし、乙等が、甲以外の機関等から輸送費名目で支援を受ける場合は、この限りではない。

2　乙等が出品作品の返却先として、集荷先とは異なる場所を指定した場合、甲は、集荷先に返却する場合に比して不利とならないことを条件に、これに応じるものとする。

（図版・写真の複製）

第５条　乙等の作品写真等及びポートレイト写真の複製使用可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

（写真・映像撮影）

第６条　出品作品及び本展のオープニング関連イベント等への参加時の写真及び映像撮影の可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

（第三者の権利侵害に関する表明保証）

第７条　乙等は甲に対し、出品作品が、第三者のいかなる権利（著作権、著作隣接権、パブリシティ権、肖像権、商標権、意匠権、又は著作者人格権を含むがこれに限られない。）

も侵害するものではないことを表明し保証する。

（暴力団等排除に係る解除）

第８条　甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を、無催告で直ちに解除することができる。

(1)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2)　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙等に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙等に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（乙等の損害賠償義務）

第９条　乙等は、乙等の責めに帰するべき事由により、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲に生じた一切の損害（弁護士費用等の専門家費用も含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。

（本契約の譲渡等）

第１０条　甲及び乙等は、他の当事者の事前の書面による同意なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分し、又は担保を設定してはならず、また承継又は移転させてはならない。

（一括再委託の禁止）

第１１条　乙等は、甲の事前の承諾がない限り、本件業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

２　乙等が本件業務を第三者に委託した場合で、当該第三者が本契約に定める乙等の甲に対する義務に違反した場合、乙等が本契約に違反したものとみなす。

（準拠法）

第１２条　本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

（専属的合意管轄）

第１３条　甲及び乙等は、本契約に起因して又は関連して生じた一切の紛争（不法行為に関する紛争も含むがこれに限られない。）については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意した。

（協議）

第１４条　本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項に関する疑義については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間で協議して、誠意をもって解決するものとする。

「あいちトリエンナーレ2019」作品選定・制作・展示業務　仕様書

1　作品の選定・制作・展示

(1) 作品の選定・制作・展示

「表現の不自由展・その後」に関する作品

(2) 作品の展示場所

愛知芸術文化センター８階　ギャラリーD

(3) 展示期間

令和元（2019）年７月31日（水）から同年10月14日（月・祝）まで

2　オープニング関連イベント等への参加

(1) 日付

令和元（2019）年７月31日（水）等

(2) 会場

名古屋東急ホテル等

(3) 詳細

別途協議による

3　費用負担

本契約を履行する上で発生する下記の費用は、契約額に含まれるものとして乙等が負担する。

1	作品解説の執筆料
2	作品の素材、資料購入費
3	一部作品の輸送費
4	乙等の交通費、宿泊費等（令和元年５月分は除く）
5	乙等による選定作家の謝金、交通費、滞在費等

別添1

個人情報取扱事務委託基準

（基本的事項）

第1　乙等は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2　乙等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第2　乙等は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2　乙等は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（従業者の明確化等）

第3　乙等は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2　乙等は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙等が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

（再委託の禁止）

第4　乙等は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2　乙等は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により乙等が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙等はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第5　乙等は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第6　乙等は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）
第７　乙等は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）
第８　乙等は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（適正管理）
第９　乙等は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙等自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

（資料等の返還等）
第１０　乙等がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙等自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
２　乙等は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。

（第三者等からの回収）
第１１　乙等が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙等は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）
第１２　甲は、この契約により乙等が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙等に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙等に対して指示を与えることができる。なお、乙等は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）
第１３　乙等は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙等に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）
第１４　乙等は、この契約により乙等が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

別添2

情報セキュリティに関する特約条項

（総則）

第1条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（機密の保持等）

第2条　乙等は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報（ただし、乙等が独自に知り得た事項に関する情報を除く）について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2　乙等は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3　乙等は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙等は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

（再委託時の特約条項遵守）

第3条　乙等は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

（ネットワーク、情報システム等の使用）

第4条　乙等は、本契約に係る業務遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙等の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2　乙等は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3　乙等は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4　乙等は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5　甲は、乙等が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙等の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

（資料等の返還等）
第５条　乙等が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（再委託先事業者からの回収）
第６条　乙等が、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙等は、甲の指示により回収するものとする。

（違反時の報告等）
第７条　乙等は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立ち入り検査）
第８条　甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙等又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査を行うことができる。

（情報セキュリティの確保）
第９条　甲は、本契約に係る乙等の業務遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙等はこれに従わなければならない。